

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの発達に心配のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されます

下記のサービスについて、利用者負担が無償化されます。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和元年10月1日 ～令和2年3月31日	誕生日が 平成25年4月2日から平成28年4月1日までの子ども
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	誕生日が 平成26年4月2日から平成29年4月1日までの子ども

※ 利用者負担以外の費用は、引き続きお支払いいただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

問い合わせ先：登別市保健福祉部障がい福祉グループ

TEL: 0 1 4 3 - 8 5 - 3 7 3 2

MAIL : welfare2@city.noboribetsu.lg.jp